

糸井っ子校外生活のきまり【家庭用】

1 外出について

☆ 子ども同士で外出するときは、次の時間までに帰る。

午後4時	11月・12月・1月
午後4時30分	10月・2月
午後5時	3月
午後5時30分	4月・9月
午後6時	5月・6月・7月・8月

(天候によっては、日没までには帰る。)

2 遊びについて

☆ 行く先、一緒に遊ぶ友達の名前などを親に伝え、許しを得て遊びに出る。

☆ 危険な遊びはもちろんのこと

〈海辺での遊泳〉 〈花火(子ども同士)〉 〈許可されていない映画〉
 〈河川、沼、海などの魚つり(子ども同士)〉 〈エアガン、レーザーポインター〉

は、いずれも禁止。

☆ ローラーブレード、キックボードは、路上や、他人の敷地では禁止とする。

☆ 路上や他人の敷地での落書きは禁止とする。

☆ 用事がないのに、店に出入りしない。

☆ 公園での遊びについては、きまりを守り、迷惑をかけないように気をつける。

☆ 自転車に乗るときは、信号をよく見て、正しい乗り方をすること。特に36号線、

三条通りは、「歩行者に迷惑をかけないように」歩道に乗る。

☆ 校区外への自転車使用については、日新温水プールのみとする。ただし4年生以上、3名以上で行動する。

☆ 校区外の店は、保護者あるいは責任の持てる大人といっしょに行く。

3 登校について

☆ 登校時間 7:50 ~ 8:05

☆ 決まった通学路を通過して、登下校する。

4 その他

☆ 携帯電話、スマートフォンについては、保護者の責任のもと使用すること。

☆ SNS等(オンラインゲームなど)の利用に当たっては、個人情報特定される恐れのあるもの(写真や動画も含む)や他人への誹謗・中傷は載せないこと。

☆ 長期休業中については、このほかにも、「生活のきまり」があるので読んでおく。